

こ 成 母 171
こ 支 障 112
社 援 保 発 第 1 号
障 企 発 0405 第 3 号
令 和 6 年 4 月 5 日

各関係団体の長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局障害児支援課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「法」という。）」に規定されている一時金の支給の請求期限を5年延長する「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第12号）」が令和6年3月29日に成立し、本日施行されました。

今後も引き続き、こども家庭庁としては、対象となる方からの請求に基づき、一時金の支給事務を行うこととなりますが、貴会におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、貴会会員にも周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 請求者に係る記録の調査等

一時金支給の認定の判断は、請求者から提出のあった請求書その他の書類に加え、請求者が当時、優生手術等を受けたことについて、都道府県や関係機関に残っている記録、又はこれらの機関に在職している職員が知っている事実の聴取録に基づいて行うこととなります。

旧優生保護法が施行されていた当時、障害者支援施設又は救護施設等（以下「施設」という。）への入所中若しくは福祉サービスの利用中に優生手術等を受けていた場合もあり、その場合、当該者にかかるケース記録等が施設に残っている可能性があります。

特に、都道府県に記録が残っていない場合であっても、①施設に記録が残っているか、②施設に記録が残っていても、当該施設に在職している職員から当該請求者に係る優生手術の実施に関する事実の聴取が得られるのであれば、認定にあたっての重要な判断材料となります。

実際の施設への調査の依頼については、請求を受け付けた都道府県から個別の請求者ごとに行われます。そのため、実際の調査は、具体的に優生手術等が行われた時期が特定されている中、その範囲内で行っていただくことが基本となりますので、都道府県から調査依頼を受けた場合には、可能な限り速やかに調査していただき、回答していただきますようお願いいたします。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第18条第3項第1号及び第27条第1項第1号により、利用目的の制限や第三者提供の制限の適用除外となります。

2. 制度の周知広報

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続き等についての周知を行うこととされていますが、その際には、関係者の協力を得て行うこととされています。支給対象となる方に確実に情報を届けられるよう、貴会におかれても、例えば、会員関係機関等でのポスター・リーフレットの配布（別添1～3）、所在する都道府県の担当窓口の案内等、制度の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

別添1：旧優生保護法一時金ポスター

別添2：旧優生保護法一時金リーフレット

別添3：分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット

別添 4：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等
に関する法律の一部を改正する法律関係資料

(照会先)

こども家庭庁成育局母子保健課

電話：03-6862-0565